

營團ノ設立及第七十三條第三項ノ命令ニ係ル株式會社ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
第七十七條 朝鮮登録稅令中左ノ通改正ス

第三條ノ三第一項中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ

第四條ノ六ヲ削リ第四條ノ七ヲ第四條ノ六トシ第四條ノ八ヲ第四條ノ七トス

第七條第七號中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發營團令」ノ下ニ「朝鮮食糧管理令」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「朝鮮食糧債券」ヲ加ヘ「朝鮮農地開發營團令又ハ朝鮮金融組合聯合會令」ヲ「朝鮮農地開發營團令」ノ下ニ「朝鮮金融組合聯合會令」ニ改ム

第七十八條 印紙稅令中左ノ通改正ス

第一條第二項但書中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「食糧營團債券トアルハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ

第七十九條 第二十三條ノ規定施行ノ際現ニ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ使用スル者ハ同條ノ規定施行用セズ

第六十九條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ノ者ニ適用セズ

熱帶醫學研究所官制中改正の件公布

熱帶醫學研究所官制中改正の件は、昭和十八年八月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

熱帶醫學研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年八月十日
勅令第六百六十六號)

熱帶醫學研究所官制中左ノ通改正ス

第三條中「技師 專任一人 奏任」ノ次ニ「助手 專任八人 判任」ヲ加ヘ「技手 專任三十三人」ヲ「技手 專任三十二人」ニ改ム
第六條ノ二 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ第二條第一號及第二號ニ掲タル事務ニ從事ス
第九條第二項中「十一人」ヲ「十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本家族制度の昂揚保全方策に關する大政翼賛會の上申

我が國家族制度の中心として日本精神の淵源をなす「家」の組織と思想とを主題として、之が昂揚保全の諸方策を検討せる大政翼賛會は、その結果を取纏め昭和十八年九月三日關係當局に上申したが、之を再録すれば右の如くである。

家の機能と其の重要性

「家」は民族の維持増強、國家の存立發展の上に重大なる機能を營む。即ち「家」は國民の日常生活に於て内心よりの慰安を與へ、國民の明日の活動力を培養す。「家」は貴賤貧富を問はず國民の慰安の源泉たり。國民生活安定の根據たり。國民活力の補給所たるものにして精神的安定を與へる機能を有す。

「家」は國民に物的生活の保障を成すと共に沒我奉仕最も理想的なるものにして奉仕の念を直ちに實踐的に涵養せしむる所なり。

「家」は右の如き重要な機能を營む。而も斯くの如き重大機能を「家」に代りて營み得る機關は到底求め難し。故に萬一にも「家」の生活を破壊するが如き傾向の助長せらるゝことあらむか、國民生活の安定、健全なる道徳の維持、祖孫一體の觀念の啓培、次代國民の養成、長老に對する敬愛の念は著しく阻止さるゝに至るべし。

我國に於て「家」を營む機能が、民族の維持、増強、國家の存立發展よりして重要な以上之の機能を十分に發揚せしむるやう適切なる保護を加ふることは、極